

マリンレジャー事業者の皆さんへ



～あなたが営んでいるマリンレジャー事業は届出していますか～

沖縄県でマリンレジャー事業を行う事業者は、『沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例』の第11条に基づき、海域レジャー事業届出書の提出が必要です！



マリンレジャー事業に関するQ&A



Q どんなマリンレジャー事業を営んでたら届出が必要なの？

A 主に「潜水業」と「プレジャーボート提供業」などの届出があります。

Q 潜水業とプレジャーボート提供業の違いって何？

A 潜水業は、利用客を特定の海域へ案内し、主にダイビングを行わせる事業です。

プレジャーボート提供業は、主にシュノーケルやSUP、マリン遊具等を利用客に提供する事業です。

えっ！！
シュノーケルやSUPも届出が必要なの！？



Q 届出しないでマリンレジャー事業を営んだら、どうなるの？

A 無届けの状態でもマリンレジャー事業を営み続けた場合は、「検挙」され、罰金が科せられる場合があります！！

Q 届出について問い合わせしたいが、どこに連絡するの？

A 届出に関して不明な点があれば、那覇警察署地域課（水上安全対策係）098-836-0110までお問い合わせ下さい。



※届出を行い、適正適法なマリンレジャー業を！！